

屋外広告物許可基準（その他）

屋外広告物の種類		屋外広告物規制区域（一般地域、歴史遺産型）の種別								木屋町特別 規制地区
		歴史遺産型第1種地域（※1）	第1種地域（※1）	歴史遺産型第2種地域（※1）	第2種地域（※1）	第3種地域	第4種地域	第5種地域	第6種地域	
建築物等 定着型 及び 独立型 屋外 広告物等 共通	全種類	(1) 位置及び形態が都市の景観に悪影響を及ぼさないこと。								
		(2) 意匠がけげばけしい色彩又は過度の装飾でないこと。								
		(3) 色彩については、マンセル値の彩度がR、YRは6、Yは4、その他の色相では2を超える色が表示面の20%未満であること。ただし、Y、YRは10、その他の色相は8を超える色を使用しないこと。（※2）			(3) 色彩については、マンセル値の彩度がR、YRは6、Yは4、その他の色相では2を超える色が表示面の20%未満であること。（※2）		(3) 色彩については、マンセル値の彩度がRは6、その他の色相では8を超える色が表示面の30%未満であること。（※2）		(3) 色彩については、マンセル値の彩度がRは6、その他の色相では8を超える色が表示面の50%未満であること。（※2）	
		(4) 表示面の色彩が周囲の建築物等の色彩と不調和でないこと。								
		(5) 写真又は絵画等の表示にあつては、表示面の色彩が良好な景観の形成に支障がないものであること。								
		(6) 写真又は絵画等の表示にあつては、原則として最上部の高さが10m以下であること。								
		(7) 写真又は絵画等の建築物等への表示にあつては、面積が10㎡以下であること。ただし、10㎡を超える写真・絵画等であつて、1個当たりの面積の上限の2分の1以下、かつ、それらの面積の合計が、表示率の上限の2分の1以下で、1の立面に表示する数が2以下である場合は、この限りでない。								
		(8) ネオン管等の装飾が屋間の景観に配慮したものであること。								
		(9) 照明がフラッシュ式又はストロボ式でないこと。								
		(10) 照明が点滅式でないこと。ただし、緊急の必要があるもの又は警告、交通規制等の用に供するもので、公衆の安全を図るため必要と認められるものについてはこの限りでない。								
(11) 照明が可動式でないこと。ただし、緊急の必要があるもの又は警告、交通規制等の用に供するもので、公衆の安全を図るため必要と認められるものについてはこの限りでない。										
(12) 照明が過度にまぶしいものでないこと。										
(13) 照明の色が白又は淡色であること。				(13) 照明の色が落ち着いた色であること。 (14) 照明の色の数が2以下であること。		(13) 照明の色の数が3以下であること。				
(14) 照明の色の数が1であること。									(15) 照明装置が公共用空地から容易に見えないこと。ただし、可変表示式を除く。	
建築物等 定着型 屋外 広告物等	全種類	(1) 位置及び形態が、定着する建築物等又は周囲の町並みの景観と不調和でないこと。								
		(2) 開口部等を覆い隠さないこと。ただし、幕及び和風の意匠のれんについてはこの限りでない。								
		(3) 開口部と壁面にまたがらないこと。ただし、幕、和風の意匠のれん及び和風の建築物に定着する木製の屋外広告物で建築物と調和した和風の意匠のものについてはこの限りでない。								
		(4) 表示面が壁面等からはみ出さないこと。ただし、突出型屋外広告物等にあつてはこの限りでない。								
		(5) 照明装置が公共用空地から容易に見えないこと。								
	ひさし看板等	地階を除く階数が2以上ある建築物の1階の屋根、軒又はひさしに表示するものであつて、定着する建築物等又は周囲の町並みの景観と不調和でない等、一定の基準に適合するものであること。								
	突出型屋外 広告物等	(1) 建築物等の1の立面に2以上の突出型屋外広告物等を表示し、又は設置するときは、それらの形状が統一されていること及び地盤面に対して垂直に1列に表示し、又は設置すること。ただし、最上部の高さが4m以下のもの並びに6m以下の旗、ちょうちん及びガス灯型屋外広告物については、この限りでない。								
(2) 表示面が建築物等の壁面等の面に対して垂直に設けられていること。ただし、旗、ちょうちん及びガス灯型屋外広告物については、この限りでない。										
幕	(3) 照明装置が公共用空地から容易に見えないこと。									
	(4) 可変表示式屋外広告物又はその掲出物件でないこと。ただし、その面積が0. 5㎡以下のものについては、この限りでない。									
	(1) 他の屋外広告物を覆い隠さないこと。									
アーケードに 定着するもの	(2) 建築物等の1の立面に2以上の幕を表示するときは、それらの表示面の下地の色が統一されていること。ただし、最上部の高さが4m以下のものについては、この限りでない。									
	(1) 可変式屋外広告物又はその掲出物件でないこと。									
独立型 屋外 広告物等	全種類	道路の通行に支障が生じないように表示すること。								
	一本支柱型	支柱が地盤面に垂直に設置されていること。								
	多本支柱型	表示面が長方形その他これに類する形状であること。								
	アーチ型									
アドバルーンにより表示するもの （ただし、美観地区及び美観形成地区においては、設置を認めない。）		設置を認めない。					(1) 気球の形態が球形その他これに類するものであること。			設置を認めない。
							(2) 気球に文字等を表示していないこと。			
							(3) 意匠がけげばけしい色彩又は過度の装飾でないこと。			

（※1） 歴史遺産型第1種地域、第1種地域、歴史遺産型第2種地域、第2種地域及び条例第11条第1項第6号に規定する鉄道等及びその隣接区域内にあつては、自家用屋外広告物（＊）、管理用屋外広告物若しくは面積が1㎡以下の案内用屋外広告物又はこれらの掲出物件であること（これら以外の屋外広告物等は表示・設置不可）。

- ＊ 自家用屋外広告物:①自己の住居において、自己の氏名又は住所を表示するもの、②自己の事務所又は事業所において、その名称若しくは商号、所在地又は事業の内容、取り扱い商品若しくは提供する役務を表示するもの、
③建築物等の名称又は用途を表示するため、当該建築物等又はその敷地内に表示するもの

★特別規制地区等の許可基準一覧は、右記URLをご参照ください。 URL: <https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000101621.html>